

東京都立蔵前工科高等学校定時制課程管理運営規程

第 1 目 的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立蔵前工科高等学校定時制課程（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事 案 決 定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第 3 校 長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副 校 長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主 幹 教 諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第 6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第 7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第 8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情があるときは、その一部を置かないことができる。）

教務部、生活指導部及び進路指導部を置く。各部の所掌事項は、概ね次のとおりである。

1 教 務 部

教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取り扱い、入学者選抜及び転編入学募集に関する事項等、教務に関すること。

2 生活指導部

生活指導計画の立案及び実施、生活指導に関する資料の整備、生徒会指導計画の立案及び実施等、生活指導に関すること、並びに学校保健計画の立案及び実施、生徒の健康管理等、保健に関すること。

3 進路指導部

進路指導計画の立案及び実施、進路情報の収集・整理等、進路指導に関する

ること、その他庶務に関すること。

4 学 年

第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年を置く。

5 学 科

建築工学科を置く。

6 教 科

国語科、地理歴史科、公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語、家庭科及び工業科を置く。

7 企画調整会議

企画調整会議については、本規定第10に定める。

8 職 員 会 議

職員会議については、本規定第11に定める。

9 委 員 会

教育課程委員会、教科書選定委員会、学力向上推進委員会、施設検討委員会、省エネ委員会、給食対策委員会、防災対策委員会、学校保健委員会、食物アレルギー対応委員会、学校安全衛生委員会、入学者選抜委員会、特別支援教育委員会、学校いじめ対策委員会、セクシャルハラスメント防止委員会、「人間と社会」推進委員会、図書委員会を置く。

なお、副校長は全委員会に所属し、校長・副校長は全委員会を統括・管理する。

各委員会の所掌事項は、概ね次のとおりである。

(1) 教育課程委員会

教育課程編成に係る業務を行う。また、教科書選定委員会、学力向上推進委員会を兼ねる。

構成員は、校長、副校長、教務部1名、各教科(国語、地歴・公民、数学、保健体育、外国語、工業)1名をもって構成する。

(2) 教科書選定委員会

教科書選定に係る業務を行う。

構成員は、教育課程委員会をもって構成する。

(3) 学力向上推進委員会

学力向上の推進に係る業務を行う。

構成員は、教育課程委員会をもって構成する。

(4) 施設検討委員会

学校の施設・設備の利用及び学校開放事業等に係る業務を行う。

構成員は、普通科主任、工業科主任をもって構成する。

(5) 省エネ委員会

省エネルギーの推進に係る業務を行う。

構成員は、普通科主任、工業科主任をもって構成する。

(6) 給食対策委員会

給食指導計画ならびに給食の実施に係る業務を行う。また、食育に関する業務を行い、食育推進チームを兼ねる。

構成員は、生活指導部、食育リーダー、学年、養護教諭をもって構成する。

(7) 防災対策委員会

防災計画の立案及び実施並びに学校の安全等に係る業務を行う。

構成員は、副校長、経営企画室長、経営企画室1名、生活指導部1名、工業科1名をもって構成する。

(8) 学校保健委員会

学校における健康づくりの諸活動に係る業務を行う。また、食物アレルギー対応委員会を兼ねる。

構成員は、校長、副校長、経営企画室長、生活指導部1名、学年1名、養護教諭、学校医をもって構成する。

- (9) 食物アレルギー対応委員会
食物アレルギー対応に係る業務を行う。
構成員は、学校保健委員会の委員に当該生徒の学級担任及び校長が必要と認める者を加えて構成する。
- (10) 学校安全衛生委員会
学校教職員の労働環境等に係る業務を行う。
構成員は、校長、副校長、経営企画室長、職員団体2名をもって構成する。
- (11) 入学者選抜委員会
入学者選抜の問題作成・実施計画立案・採点及び選考に係る業務を行う。
構成員は、校長、副校長、経営企画室長、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、各教科（国語・数学・外国語）1名、学年1名をもって構成する。
- (12) 特別支援教育委員会
特別支援教育に係る業務を行う。また、学校いじめ対策委員会、セクシャルハラスメント防止委員会を兼ねる。
構成員は、特別支援教育コーディネーター、生活指導部主任、工業科主任、養護教諭、前年度の特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーをもって構成する。
- (13) 学校いじめ対策委員会
いじめ防止対策に係る業務を行う。
構成員は、特別支援教育委員会をもって構成する。
- (14) セクシャルハラスメント防止委員会
セクシャルハラスメント防止に係る業務を行う。
構成員は、特別支援教育委員会をもって構成する。
- (15) 「人間と社会」推進委員会
教科「総合的な学習の時間」の中で扱う教科「人間と社会」の学習内容等の検討及び実施に係る業務を行う。
構成員は、教務部1名、生活指導部1名、進路指導部1名、学年2名をもって構成する。
- (16) 図書委員会
図書室の運営に係る業務を行う。
構成員は、校長が指名する者をもって構成する。

- 10 学校運営連絡協議会
運営については、「学校運営連絡協議会設置要項」に基づき、適正に行う。
- 11 部活動の指導
教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。
- 12 情報セキュリティ及び個人情報保護
情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項は、教務部の所掌とする。
- 13 その他
その他の分掌組織を置くことができる。また、学校の課題を解決するために、校長が必要と認めたときは、プロジェクト・チーム（PT）を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、建築工学科主任、及び学年代表とする。

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

3 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員とする。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

3 開催

定例会は原則として、月2回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 予算調整会議

1 目的

校内予算編成等に係る教職員の職務及び事務手続きを定めることにより、学校の予算及び決算の適性かつ効率的な運営を図る。

2 構成員

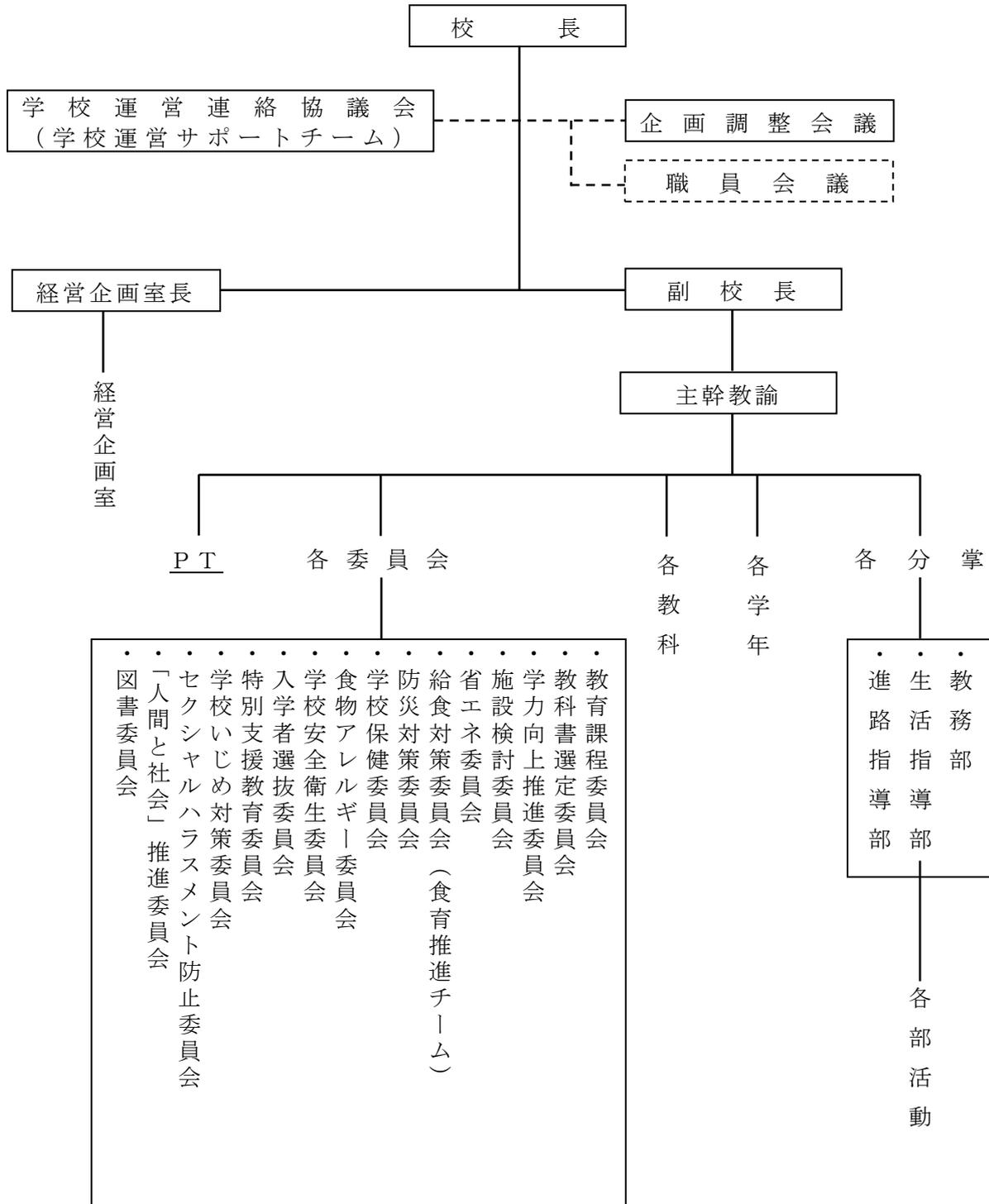
校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭をもって構成する。

3 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

第13 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第14 人 事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第15 予 算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第16 校 内 規 定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第17 情 報 開 示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 従前の東京都立蔵前工業高等学校定時制課程管理運営規程は廃止する。